

神戸国際港都建設計画道路 1. 3. 6号大阪湾岸線西伸線に係る 環境影響評価書に対する環境大臣意見

本道路事業は、大阪湾岸道路の一部として、神戸市街地の既存幹線道路の交通負荷を軽減し、沿道環境の改善等を図るものであるが、六甲アイランドやポートアイランド、また神戸港の中心部や沿岸部を高架や橋梁構造で通過する。そのため、供用後の自動車走行による騒音、橋脚による海水交換阻害、景観に及ぼす影響等ができる限り回避・低減されるよう、以下の措置を適切に講じる必要がある。

1. 事業計画について

対象道路は渋滞が著しい阪神高速3号神戸線のバイパス機能を有する道路として整備されるものであり、接続する名谷ジャンクションから駒ヶ林南間や大阪湾岸道路と阪神高速3号神戸線等を連絡する幹線道路を整備することにより、既存幹線道路の交通負荷が軽減され、沿道の大気汚染や騒音が一層低減されるものと考えられる。そのため、各道路管理者や関係機関と連携し、幹線道路ネットワークの整備等のさらなる交通の円滑化を通じて、効果的に既存幹線道路の沿道環境の改善を図ること。

2. 資材及び機械の運搬に用いる車両について

事業実施区域は「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域の削減等に関する特別措置法」に基づく対策地域に指定され、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総排出量の削減に向けて、関係機関が協力し、総合的かつ計画的な対策が進められている地域である。そのため、本事業で使用する資材及び機械の運搬に用いる車両についても、最新の排ガス規制適合車の適用に努めること。

3. 道路交通騒音について

対象道路の沿道には住居や学校等の保全対象物が存在するが、一部の区域では、対象道路に遮音壁を設置した後も併設する道路から発生する自動車騒音の影響により環境基準値を超過している。そのため、併設道路の道路管理者と連携し、併設道路に排水性舗装等の適切な環境保全措置を講ずるよう調整を図ること。また、対象道路においては、住居等の立地状況等を勘案のうえ、排水性舗装の敷設に努めるとともに、技術開発の状況を踏まえ、必要に応じてより良い技術を導入した騒音低減措置を講ずること。

4. 海域への影響について

対象道路は「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づく総量規制の指定水域である神戸港を橋梁で通過するが、相当量の橋脚が海域に設置されることにより海水交換が阻害され、周辺海域の富栄養化につながる恐れがある。そのため、事業実施段階において、橋脚による海水交換への影響を考慮し、橋脚数、配置位置及び形状等を詳細に計画するとともに、想定し得ない著しい環境への影響が生じた場合には、関係機関と連携して適切に対応すること。

5. 景観への影響について

対象道路が計画されている神戸市は、六甲山をはじめとした山の手や市街地、臨海部から望む大阪湾と、都市施設・港湾施設等が一体となった地域固有のすぐれた景観を有している。そのため、事業実施段階において、この景観特性を十分に踏まえ、市街地や山側の眺望点から見た眺望景観に対する影響についても、住民等の意見を聞きながら予測・評価し、必要に応じて適切な措置を講ずること。

以上について、その旨を評価書に記載すること。